

脱炭素化促進のための次世代型タンデム太陽電池の社会実装に向けた連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）及び株式会社PXP（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に協力して、“薄く、軽く、曲げられる”という特長を持つ、かながわ発のペロブスカイト太陽電池及びカルコパイライト太陽電池を重ね合わせた、国産の次世代型タンデム太陽電池（2種類の異なる太陽電池を積み重ね、それぞれが異なる波長の光を吸収し、高い発電効率を実現する太陽電池のこと。以下「タンデム太陽電池」という。）の社会実装に向けて連携して取り組むことで、早期に神奈川県内の脱炭素化の促進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について連携し、協力する。

- (1) タンデム太陽電池の社会実装に向けた実証及び環境整備
- (2) タンデム太陽電池の普及啓発・情報発信

（役割）

第3条 前条第1号における役割は、次のとおりとする。

- 甲 タンデム太陽電池の社会実装に向けた実証場所の調整・提供及び県有施設への導入の検討
- 乙 実証に必要なタンデム太陽電池の提供及び設置、実証で得られたデータの解析

（守秘義務）

第4条 甲又は乙は、本協定に関して知り得た他の当事者の業務上の秘密を第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和10年3月31日までとする。

- 2 前項の協定の有効期間が満了する3月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第6条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方

に対して1月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

(反社会的勢力に関する対応)

第7条 甲と乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は営業妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和8年1月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県相模原市中央区東淵野辺四丁目26番9号

株式会社PXP

代表取締役社長 栗谷川 悟